

碧南南部地域包括支援センター（介護予防支援） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人碧晴会が開設する碧南南部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師又は看護師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 碧南南部地域包括支援センター

二 所在地 碧南市弥生町1丁目48番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤兼務職員、主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、センターの職員等の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、指定介護予防支援の提供に当たる。

二 担当職員

保健師 2名（非常勤 2名）

看護師 3名（常勤 2名、非常勤 1名）

社会福祉士 1名（常勤 1名）

介護支援専門員 1名（非常勤 1名）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(その他の従事者)

第5条 前条の規程にかかわらず、センターにその他の従事者を置くことができる。

2 前項のその他の従事者は、上司の命を受け、担当する事務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

一 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規程)に従って実施

利用者の相談を受ける場所は、第3条に規程するセンター内又は自宅とする。

二 サービス担当者会議

ア 開催場所は、第3条に規程するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当者から、専門的見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

三 職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌日から起算して3月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接できない場合に当たっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

四 モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、碧南市内とする。

(事故発生時の対応)

第9条 職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、その者との雇用契約の内容に含

むものとする。

- 4 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は碧南市とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和3年 4月 1日施行

令和4年 4月 1日改定